

議第1号

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年10月7日

提出者

嘉 見 博 之 杉 本 直 樹  
寺 井 正 邇 岩 丸 正 史  
岡 田 理 絵 重 清 佳 之  
元 木 章 生 山 西 国 朗  
井 下 泰 憲 立 川 了 大  
福 山 博 史 井 喜 龍 宏 二  
須 見 一 仁 岡 多 宏 富 思  
原 佐 徹 臣 弘 本 富 義 恒  
岩 塚 義 明 廣 島 一 恭  
大 沢 明 貴 朗 条 恭 昌  
西 木 貴 啓 人 野 昌 彦  
仁 池 文 春 武 夫 志  
長 木 文 春 武 夫 志  
白 池 文 春 武 夫 志  
梶 原 一 憲 哉 一 章  
浪 越 崎 哉 一 章  
黒 崎 哉 一 章

徳島県議会議長

南

恒 生 殿

## 北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議

我が国をはじめとする国際社会は、北朝鮮に対して、国連安全保障理事会決議の完全な遵守を求め、核実験やミサイルの発射等の挑発行為を決して行わないよう繰り返し要求してきたところである。

そうした中、北朝鮮は今年に入りミサイル発射を繰り返している。

中でも、去る10月4日の中距離弾道ミサイルは東北上空を越えて太平洋上の我が国の排他的経済水域（EEZ）外に落下しており、これらは国民の生命や安全・安心を著しく脅かす、重大かつ深刻な事態で、航空機及び船舶の安全確保の観点からも極めて危険な行為である。

これらのエスカレートする北朝鮮の挑発行為は、我が国、アジアだけでなく、国際社会の平和と安全を著しく損なう重大な挑戦であり、決して容認できるものではない。

また、北朝鮮は9月の最高人民会議で、核兵器の使用条件などを定めた法令を採択するなど、非核化に応じない姿勢を鮮明にしている。

よって、本県議会は、我が国の国民の生命、身体、財産、領海・領土の安全を脅かし、国連安全保障理事会決議に反する北朝鮮の度重なる暴挙に対し、厳重に抗議する。

また、政府に対し、高度の警戒態勢を構築するなど、国民の安全確保に万全を期すとともに、関係各国と緊密に結束し、北朝鮮の非核化に向けた必要な措置を講ずるよう、強く要請する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

徳 島 県 議 会